

特別冬期生活支援金(暖房費)について

暖房用燃料費(灯油・電気)の負担軽減を図るため高齢者、障がい者、ひとり親家庭等の低所得者世帯を対象に特別冬期生活支援金(暖房費)を支給します。

●支給対象となる世帯は 次の条件に該当する低所得者世帯です。

※収入基準額の一例は裏面をご覧ください

- | | |
|---|--|
| ☐ 栗山町に住民票があり現に居住している | ☐ 平成28年度の住民税が非課税世帯である |
| ☐ 生活保護を受けていない | |
| ☐ 下記のものに滞納がない | |
| (町民税・固定資産税・国保税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・保育料・水道料・給食費・公営住宅料・老人保護措置費・児童クラブ利用料) | |
| ☐ 社会福祉施設に入所していない | ☐ 長期入院をしていない(11月1日以降) |

全てにチェックがついて、
次のいずれかに該当するとき

- (1)ひとり親世帯(18歳未満の子どもがいる世帯)
- (2)70歳以上の高齢者のみの世帯
- (3)重度心身障がい児・者のいる世帯
(身体障害者手帳1、2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級)

●支給額

1世帯 10,000 円(口座振込)

●申請に必要なもの

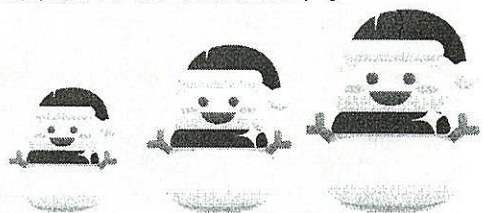
- ・印鑑 ・振込先銀行の通帳
- ・平成27年分の収入額(障害年金・遺族年金・恩給含む)を証明できる書類
(年金額改定通知書・振込通知書・通帳等)
- ・灯油を購入したことを証明できる書類(領収書等)

※11月1日以降のもので購入額1万円以上(合算可)

※灯油以外の暖房費の場合は同意書の提出により状況確認させていただきます。

●申込期限

平成29年3月31日(金)まで



平成28年度町民税が非課税世帯であって、町税等に滞納がない低所得者世帯

*低所得者世帯とは、その世帯全員の平成27年中の総収入額が、生活保護法に定める生活保護基準額の1.2倍以下の世帯をいいます。

●低所得者世帯基準一例

基準額は、あくまで一例であり、世帯人数及び年齢等によって変わります。

支給対象区分	基準額 (年間収入)
①70歳以上の高齢者世帯	
世帯1名(独居世帯)	1,089,000 円以内
世帯2名(夫婦世帯)	1,546,000 円以内
②ひとり親世帯	
世帯3名(母と小学生2名)	2,815,000 円以内
③障がい者のいる世帯	
世帯4名(父・母・小学生2名)	3,099,000 円以内

*収入として算定するものは、給与収入、配当収入、年金収入(国民年金、厚生年金、遺族年金、障害年金)、恩給、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当等となります。

●申込先・問い合わせ

栗山町保健福祉課福祉・子育てグループ
窓口④番 ☎ 73-2222

